

（令和3年11月施行）

航路標識協力団体の指定に関する ガイドライン

< 航路標識法第7～10条関連 >



海上保安庁

はじめに

令和3年11月、航路標識法（昭和24年法律第99号）の改正により、「航路標識協力団体制度」が創設されました。

これまでも、地域によっては、灯台を地域のシンボルや観光資源として考え、敷地の清掃、草刈り等の環境美化や、灯台に関する資料の収集、調査、保存、或いは灯台を活用した地域イベントの開催といったボランティア活動に取り組んでいただいている団体等があります。

この制度は、そうした諸活動を通じて、地域の実情に応じ、航路標識の維持管理や航路標識に関する知識の普及及び啓発等を行う民間団体等を航路標識協力団体に指定することにより、航路標識管理体制の充実や地域の活性化に資することを目的とするものです。

本ガイドラインは、航路標識協力団体の指定を受けようとする場合の申請手続きや、指定後に遵守すべき事項などを解説した手引書です。

本ガイドラインが航路標識協力団体制度に関心を持つ多くの方々の目に留まり、本制度の活用が進むことを願っています。

目 次

第1章 役 割

- 1 航路標識協力団体とは
- 2 活 動

第2章 募 集

- 3 募集の時期
- 4 申請資格

第3章 指定の手続き等

- 5 申請、届出等の手続きの概要
- 6 指定の申請手続き
- 7 審査基準
- 8 指 定
- 9 変更等の届出の手続き
- 10 活動状況の報告

第4章 改善命令、指定の取消し等

- 11 活動内容の改善
- 12 指定の取消し
- 13 情報の提供等

第5章 その他

- 14 公 示
- 15 航路標識の工事又は維持に関する手続き
- 16 国有財産の使用に関する手続き

(様式集)

- 第1号様式 航路標識協力団体指定申請書
- 第2号様式 名称等変更届出書
- 第3号様式 航路標識協力団体に係る届出書
- 第4号様式 年次活動実績報告書
- 第5号様式 航路標識協力団体指定証

第1章 役割

1 航路標識協力団体とは

航路標識協力団体（以下「協力団体」という。）とは、航路標識法（昭和24年法律第99号。以下「法」という。）に基づき、海上保安庁長官（注）が指定した団体であり、航路標識の維持管理等の活動を自発的に行う民間団体等を行います。

協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことが認められる法人等に対して行います。これにより、海上保安庁と連携して活動を行う団体に位置付けられます。

なお、協力団体としての活動以外では、「航路標識協力団体」と称して活動を行うことはできません。

（注）権限の委任により、管区海上保安本部長が指定します。

2 活動

(1) 協力団体の活動の内容は、次の①から④のうち1つ以上の活動とします。

- ① 航路標識に関する工事又は航路標識の維持
例) 灯台の錆落としや塗装、手すりの設置、清掃、草刈、簡易な点検 など
- ② 航路標識の管理に関する情報又は資料収集及び提供
例) 灯台に関する歴史的資料の収集、保管 など
- ③ 航路標識の管理に関する調査研究
例) 灯台の歴史調査、構造調査 など
- ④ 航路標識の管理に関する知識の普及及び啓発
例) 灯台の一般公開、歴史的資料の展示、夜間活動、ワークショップ開催、ツアーガイド など
- ⑤ 上記に掲げる活動に附帯する活動
例) 飲物、記念品等の販売 など

<注> 次の活動は、協力団体の指定を受けなくても、これまでどおり継続して活動を行うことも可能です。

【機密性1】(対外公表)

- 清掃、草刈等の小規模な維持活動
- 愛好者等による個人的な灯台の調査、研究活動

(2) 前(1)で例示した活動の概要、補足事項等は、次のとおりです。

① 簡易な点検

(具体例)

- ア 日頃の活動で灯台を訪問した際に、灯台の敷地内の建物や施設が壊れたりしていないか目視点検し、異常があった場合には海上保安部に通報すること。
- イ 台風通過後等に海上保安部から依頼があったときに、灯台の敷地内の建物や施設が壊れたり、設置物が飛散したりしていないか目視点検したり、機器の日光弁装置を遮光して点灯動作を確認し、その結果を海上保安部に通報すること。

② 灯台に関する歴史的資料の収集、保管

指定を受けようとする灯台に関する歴史的資料の収集、保管のほか、全国の灯台や航路標識事業に関する資料の収集等についても、活動の対象となります。

③ 灯台の歴史調査、構造調査

指定を受けようとする灯台に関する歴史調査、構造調査のほか、全国の灯台や航路標識事業に関する調査等についても、活動の対象となります。

④ 灯台の一般公開

協力団体が独自に灯台の一般公開を行う場合には、次の措置等が必要となります。

- ア 怪我、事故等の防止のために保護材、案内板、照明等を設置するなど、見学者の安全管理に必要な措置を行うこと。
- イ 次に掲げる事項を内容とした一般公開実施要領等を定め、安全かつ適切に公開することができる体制が整っていること。
 - (ア) 実施責任者、要員及びその業務分担
 - (イ) 公開期間及び時間
 - (ウ) 公開場所及び公開内容
 - (エ) 1日の作業フロー(公開前、公開中及び終了後の点検、記録等)

- (オ) 事故防止措置の内容
- (カ) 安全管理要員の経歴及び配置場所
- (キ) 傷害保険の加入状況等
- (ク) 中止基準
- (ケ) 事故等発生時の事象別対応要領
- (コ) 定時又は緊急時の連絡体制
- (サ) その他

⑤ 灯台の歴史的資料の展示

指定を受けようとする灯台に関する歴史的資料の展示のほか、全国の灯台や航路標識事業に関する展示等についても、活動の対象となります。

⑥ 夜間活動、ワークショップ等の各種イベント等の開催

航路標識の敷地内等で夜間活動、ワークショップ等の各種イベント等を開催する場合には、前④に準じて、参加者の安全管理に必要な措置を行うとともに、実施要領等を定める必要があります。

⑦ 附帯業務としての収益活動

附帯業務として収益活動を行う場合には、本来の活動目的達成のために実施するものであり、かつ、当該活動に必要な経費を賄う範囲内で行うことができます。

(3) 活動の実施に当たっては、次の事項に留意してください。

- ① 活動は、指定を受けようとする航路標識を管理する海上保安(監)部又は海上交通センター（以下「担当事務所」という。）の業務に支障のない範囲で行うことができます。
- ② 活動は、航路標識の建物、敷地等に損傷、損壊等を生じたりしないように行ってください。
- ③ 航路標識の建物、敷地等の中には、危険な箇所、立入りを制限している箇所等がありますので、これらの箇所には近寄らないようにしてください。
- ④ 活動の実施に当たっては、担当事務所と十分に連絡調整を行ってください。担当事務所から指導等があった場合には、これを遵守し、安全に活動してください。

第2章 募 集

3 募集の時期

毎年、募集要項を作成し、募集期間等を定めて公募します。

管区海上保安本部のホームページに掲載しますので、募集の時期等を確認してください。

4 申請資格

- (1) 協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法令により法人又は法人に準ずる団体※（以下「法人等」という。）と定められており、次に掲げる要件のすべてに該当するものとします。

※ 法人に準ずる団体：法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているもの。

- ① 代表者が定まっていること。
- ② 事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他の当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③ 適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④ 法人等の構成員（役員を含む。）が5名以上いること。
- ⑤ 申請時点において、組織設立前のボランティア活動等を含め、おおむね5年を経過していること。
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- ⑧ 直近1年間の税を滞納していないこと。
- ⑨ 公序良俗に反するなど、著しく不誠実な行為を行っていると思われること。
- ⑩ 協力団体の指定を受けた場合に、協力団体としての活動以外では、「航路標識協力団体」と称して活動を行わないことを誓約できること。

(2) 申請資格に関する補足事項等は、次のとおりです。

- 上記(1)⑤において、協力団体として安定的・継続的な活動を行うことができる組織（法人等）であることを確認するための指標として、組織設立後の期間が「おおむね5年」と規定していますが、例えば、5年に満たない場合であっても、安定的・継続的な活動を行っている組織であることを客観的に確認できる場合には、申請資格を有すると認められます。詳しくは、担当事務所にご相談ください。

第 3 章 指定の手続き等

5 申請、届出等の手続きの概要

(1) 申請、届出等の一覧

協力団体の指定等の手続きは、次表のとおりです。

| 区 分 | 条 項 | 申請書様式 | 提出時期 |
|----------------------|-----------------|---------------------------------|--------------------|
| 指定の申請 | 法第 7 条 第 1 項 | 【第 1 号様式】 航路標識協力団体指 定申請書 | 募集期間 |
| 名称、住所又は所 在地の変更の届出 | 法第 7 条 第 3 項 | 【第 2 号様式】 名称等変更届出書 | 変更前 |
| 活動実施計画の変 更の届出 | | 【第 3 号様式】 航路標識協力団体に 係る届出書 | 変更前 |
| 代表者、規約等の変 更の届出 | | | 変更後遅滞なく |
| 団体の解散の届出 | | | 解散前 |
| 指定の取消の届出 | | | 取消予定日の 1 カ 月前まで |
| 活動状況の報告 | 法第 9 条 第 1 項 | 【第 4 号様式】 年次活動実績報告書 | 前年度分を毎年 6 月末まで |

(2) 留意事項

- ① 申請書、届出書等の様式は、海上保安庁のホームページの「申請・各種手続」のサイトからダウンロードしてください。
- ② 申請書（届出書）及び添付書類は、担当事務所に 1 部提出してください。
なお、電子データによる申請、届出等については、個別に担当事務所にご相談ください。
- ③ 既に指定を受けている法人等が、指定期間中に、新たに灯台の一般公開等を独自に行う場合、又は自販機や売店の設置、入場料の徴収等の収

益活動を通年若しくは一定期間継続して行う場合等には、活動実施計画の変更の届出ではなく、改めて指定の申請を行う必要があります。この場合の申請は、原則として、既に指定を受けている期間までの活動を対象に行ってください。

(3) 標準処理期間

指定の申請の標準処理期間は、おおむね3カ月です。

標準処理期間は、適正な申請に対して、指定するまでに通常要する期間です。申請書及び添付書類の不備に伴う修正に要する日数は、含みません。

6 指定の申請手続き

(1) 申請要領

- ① 申請の事前相談に応じますので、担当事務所又は最寄りの管区海上保安本部にご相談ください。
- ② 申請書の様式は、別添第1号様式です。
- ③ 添付書類は、次表のとおりです。

| 添付書類 |
|--------------------------------------|
| 法人等の規約等並びに会員名簿その他法人等の構成員の数が記載されているもの |
| 法人等の監査報告書又は収支計算書 |
| 上記4申請資格⑤の要件を満たすことを証する書類 |
| 上記4申請資格⑥から⑩の要件を満たすことを誓約する書類 |
| 法人等の納税証明書(課税対象団体である場合に限る。) |
| 活動実績報告書(最大5年間) |
| 活動実施計画書(おおむね5年間) |
| 灯台の一般公開、夜間活動、ワークショップ等の実施要領、マニュアル等 |
| その他、海上保安庁が必要と認める書類 |

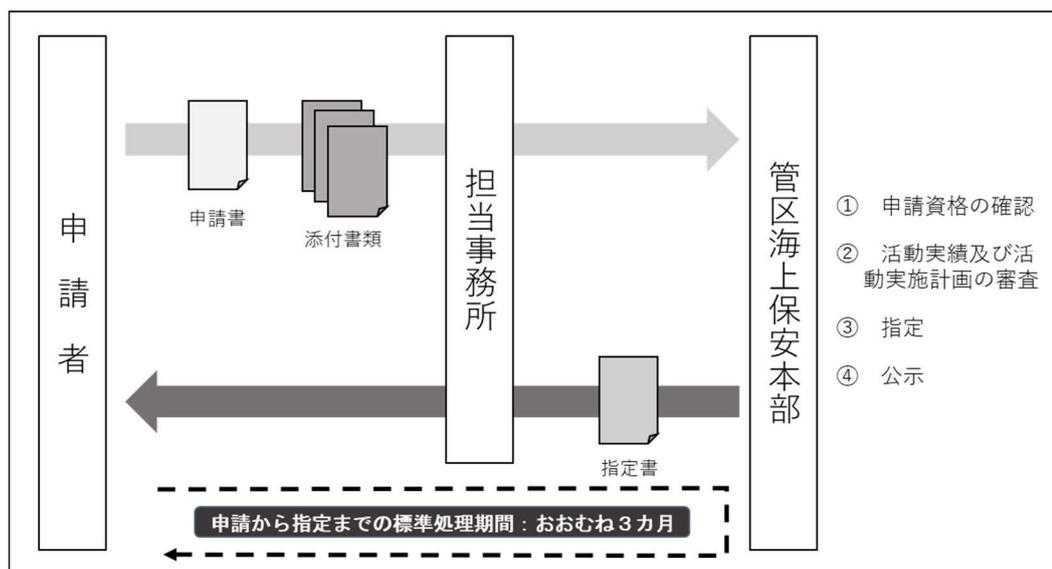
- ④ 複数の航路標識の申請を行う場合には、複数の航路標識の内容を一括又は共通して申請書類を作成すること等が可能です。詳しくは、担当事務所にご相談ください。

- ⑤ 継続して協力団体の指定を受けるために申請する場合であって、既に提出している書類の内容と変更がないときには、その旨を申請書に記載することにより添付書類の一部を省略することが可能です。詳しくは、担当事務所にご相談ください。
- ⑥ 地方公共団体が自ら申請者となる場合には、添付書類の一部を省略することが可能です。詳しくは、担当事務所にご相談ください。
- ⑦ 申請書及び添付書類は、募集期間内に担当事務所に提出してください。提出された申請書類は、記載内容の不備等を確認後受理します。

(2) 記入要領

- ① 指定を希望する航路標識の名称は、地元での通称等ではなく、海上保安庁における正式な名称を記入してください。不明な場合は、担当事務所にお問い合わせください。
- ② 指定を希望する期間は、おおむね5年間（5年目の年度末まで）を上限とします。
- ③ 添付書類のうち、会員名簿には、協力団体としての運営又は活動の実施に係る者を記載してください。また、添付書類は、申請する団体等ごとに異なりますので、必要に応じ作成してください。

航路標識協力団体の指定までの流れ



7 審査基準

- (1) 活動実績に関する審査は、次に掲げる事項について確認を行います。
- ① 継続性：直近数年間（最大5年間）にわたり、航路標識の管理に資する活動として次に掲げる公的活動を行っていること。
 - ・航路標識の管理に資する清掃・除草等の公的活動
 - ・上記以外であって、航路標識の管理に資すると認められる活動
 - ② 協力性：前号の公的活動が、海上保安庁から後援された活動、海上保安庁と共同で実施した活動その他の海上保安庁との協力関係が認められる活動であること。
 - ③ 活動姿勢：直近数年間（最大5年間）において、航路標識の管理若しくは他の民間団体等の航路標識の管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。
 - ④ 公益性：収益を得たことがある場合には、本来の活動目的達成のために実施しているものであり、かつ、当該活動に必要な経費を賄う範囲内で実施していることが認められること。
- (2) 活動実施計画に関する審査は、次に掲げる事項について確認を行います。
- ① 実効性：過去の活動実績、実施体制等を踏まえ、今後の活動実施計画の実効性が認められること。
 - ② 貢献度：航路標識の管理に対する貢献が認められること。
 - ③ 協調性：活動に当たって地域の関係者（住民、市町村、他の民間団体等をいう。）との協調性が認められること。
 - ④ 公益性：収益を得ようとする場合には、本来の活動目的達成のために実施しているものであり、かつ、当該活動に必要な経費を賄う範囲内で実施する見込みであることが認められること。

8 指 定

(1) 指定証の交付等

申請資格の確認を行うとともに、活動実績、活動計画等について審査した結果、上記2に掲げる活動を適正かつ確実に行うことができると認められる場合には、別添第5号様式の「航路標識協力団体指定証」を交付しま

す。

なお、指定しない場合は、その理由等を付して書面により通知します。

(2) 留意事項

- ① 申請書類の審査等に当たり、必要に応じ、ヒアリングを行う場合があります。
- ② 一つの航路標識に複数の団体等から申請があったとき、活動内容が競合せず両立可能な場合には、一つの航路標識に複数の団体等を指定します。一方、活動内容が競合し、双方で調整しても両立できないような場合には、審査基準に照らし厳正に審査し、いずれかの団体等を指定します。
- ③ 同一の法人等が複数の航路標識の指定を受け、全国規模で活動を行う場合には、状況に応じて、複数の航路標識の活動計画等を確認し、総合的に評価します。
- ④ 協力団体の指定期間は、おおむね5年間（5年目の年度末まで）を上限とします。
指定期間を満了すると、その効力を失いますので、協力団体の指定を継続したい場合には、改めて申請する必要があります。
- ⑤ 指定証は、指定内容等の重要な情報を記載した書類ですので、大切に保管してください。

9 変更等の届出の手続き

(1) 届出要領

- ① 次の届出をしようとするときは、所定の時期までに、届け出てください。
 - ア 協力団体の名称、住所又は所在地の変更
協力団体の名称、住所又は所在地を変更する場合には、あらかじめ届け出てください。
例1) 組織の統廃合により団体名称を変更する場合
例2) 団体の事務所を移転する場合

イ 活動実施計画の変更

(ア) 活動実施計画の内容を変更する場合には、あらかじめ届け出てください。

例 1) 指定を受けている活動項目の範囲内で、同等又は同類の活動の実施

例 2) イベント等の活動にあわせて臨時に行う飲物の販売、記念品の販売等の単発的かつ小規模な収益活動の実施

(イ) 活動時期、予定回数、参加人数等の軽微な変更については、届出を要しないこととします。

ウ 協力団体の代表者、規約等の変更

協力団体の代表者、規約等を変更した場合には、遅滞なく届け出てください。

エ 協力団体の解散

協力団体を解散する場合には、あらかじめ届け出てください。

オ 指定の取消し

協力団体の指定の取消しを希望する場合には、取消予定日の 1 カ月前までに届け出てください。

② 届出書の様式は、前①アの場合は別添第 2 号様式、前①イからオの場合は別添第 3 号様式です。

③ 届出の事項別の添付書類は、次表のとおりです。

| 事 項 | 添付書類 |
|-------------|-----------------|
| 名称の変更 | 変更した法人等の規約、申告書等 |
| 住所又は所在地の変更 | 変更を証する書類、申告書等 |
| 活動実施計画の変更 | 変更する活動実施計画書 |
| 協力団体の代表者の変更 | 変更を証する書類、申告書等 |
| 規約等の変更 | 変更した法人等の規約等 |
| 協力団体の解散 | 解散を証する書類、申告書等 |

④ 届出書及び添付書類を担当事務所に提出してください。

⑤ 届出書は、記載内容の不備等を確認後受理します。

(2) 記入要領

- ① 指定年月日、指定番号等は、交付された「航路標識協力団体指定証」により確認のうえ記入してください。
- ② 別添第2号様式の変更の理由は、簡潔に記入してください。
- ③ 別添第3号様式の届出事項において、「その他」を選択する場合は、括弧内に簡潔に記入してください。
- ④ 別添第3号様式の届出内容は、別紙によるものとする場合、「別紙〇〇のとおり」と記入してください。

10 活動状況の報告

(1) 報告要領

- ① 前年度の活動状況を毎年6月末までに報告してください。
また、担当事務所から臨時の求めがあった場合には、その都度報告してください。
- ② 報告書の様式は、別添第4号様式です。
- ③ 事項別の添付書類は、次表のとおりです。

| 事 項 | 添付書類 |
|-------------|------------------------------|
| 前年度の活動状況の報告 | 活動実績報告書 |
| 臨時の活動状況の報告 | 活動実績報告書 その他海上保安庁が必要と認める書類 |

- ④ 報告書及び添付書類を担当事務所に提出してください。
- ⑤ 報告書は、記載内容の不備等を確認後受理します。

(2) 記入要領

- ① 指定年月日、指定番号等は、交付された「航路標識協力団体指定証」により確認のうえ記入してください。
- ② 報告内容は、別紙によるものとする場合、「別紙〇〇のとおり」と記入してください。

第4章 改善命令、指定の取消し等

11 活動内容の改善

次のいずれかの要件に合致する場合又はそのおそれがある場合には、協力団体に対して、活動内容を改善すべきことを命じ、又は指導若しくは助言を行うことがあります。

- ① 指定を受けた活動を適正かつ確実に実施していない場合。
- ② 上記4に掲げる要件に適合しなくなった場合。

12 指定の取消し

(1) 取消しの要件

次のいずれかの要件に合致する場合には、協力団体の指定を取り消すことがあります。

- ① 詐欺その他不正の手段により協力団体の指定を受けた場合。
- ② 上記4のいずれかの要件を満たさなくなった場合。
- ③ 虚偽の報告又は上記11の命令に違反した場合。
- ④ 上記9の届出により、協力団体の解散又は取消しの希望があった場合。

(2) 取消しの通知等

指定を取り消した場合には、書面により通知しますので、直ちに、指定証を返却してください。

13 情報の提供等

協力団体の活動の実施に当たり、担当事務所から必要な情報の提供又は指導若しくは助言を行うことがあります。

第5章 その他

14 公 示

協力団体を指定したとき、協力団体の名称、住所若しくは所在地を変更したとき、又は協力団体の指定を取消したときには、管区海上保安本部のホームページに、協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を掲載します。

15 航路標識の工事又は維持に関する手続き

航路標識に関する工事又は維持（清掃、草刈等の小規模なものを除く。）を行う場合には、所要の手続きを行う必要がありますので、事前に担当事務所にご相談ください。

16 国有財産の使用に関する手続き

協力団体が活動を行うために、灯台に付属する建物を占有して使用する場
合、敷地内に建築物等の設置を行う場合等には、国有財産の使用に係る所要
の手続きを行う必要があるとともに、使用料を要する場合がありますので、
事前に担当事務所にご相談ください。

様 式 集

- 第1号様式 航路標識協力団体指定申請書
- 第2号様式 名称等変更届出書
- 第3号様式 航路標識協力団体に係る届出書
- 第4号様式 年次活動実績報告書
- 第5号様式 航路標識協力団体指定証

航路標識協力団体指定申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

下記の航路標識について、航路標識協力団体の指定を受けたいので、航路標識法
第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 指定を希望する航路標識の名称
- 2 指定を希望する期間 指定の日から 年 月 日まで
- 3 現在の指定状況(継続して指定の申請を行う場合に限る)
 - (1) 指定番号(指定年月日) 第 号(年 月 日)
 - (2) 指 定 期 間 年 月 日 ~ 年 月 日

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構
成員の数が記載されているもの
- 2 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 3 直近1年間で滞納処分を受けたことがないことの証明の写し等(課税対
象団体である場合に限る。)
- 4 航路標識協力団体の申請資格に係る誓約書
- 5 活動実績報告書
- 6 活動実施計画書
- 7 灯台の一般公開、夜間活動、ワークショップ等の実施要領、マニュアル等
- 8 航路標識協力団体指定証(写し)(継続して指定の申請を行う場合に限る)
- 9 その他、海上保安庁が必要と認める書類

- (注意) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 継続して指定の申請を行う場合、「指定を希望する期間」の開始日を指定を受け
ている期間の終了日の翌日とすること。

第2号様式

名称等変更届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

航路標識法第7条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

| | 項目 | 内 容 | |
|---|--------------------|--|--|
| ① | 指 定 番 号 (指定年月日) | 第 号 (年 月 日) | |
| ② | 指 定 期 間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| ③ | 航路標識の名称 | | |
| ④ | 変更予定年月日 | 年 月 日 | |
| ⑤ | 変更する事項 | <input type="checkbox"/> 法人等の名称 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 事務所の所在地 ※ 該当する□に、✓をする。 | |
| ⑥ | 変 更 の 内 容 | 変更前 | |
| | | 変更後 | |
| ⑦ | 変 更 の 理 由 | | |

(注意) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

航路標識協力団体に係る届出書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

航路標識協力団体の指定に関し、次のとおり届け出ます。

| | 項 目 | 内 容 |
|---|--------------------|--|
| ① | 指 定 番 号 (指定年月日) | 第 号 (年 月 日) |
| ② | 指 定 期 間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| ③ | 航路標識の名称 | |
| ④ | 届 出 事 項 | <input type="checkbox"/> 活動実施計画の変更 <input type="checkbox"/> 航路標識協力団体の代表者、規約等の変更 <input type="checkbox"/> 航路標識協力団体の解散 <input type="checkbox"/> 航路標識協力団体の指定取消希望 <input type="checkbox"/> その他 [] ※ 該当する□に、✓をする。 |
| ⑤ | 届 出 内 容 | |

(注意) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

年次活動実績報告書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

航路標識法第9条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

| | 項目 | 内容 |
|---|-----------------|---------------|
| ① | 指定番号 (指定年月日) | 第 号 (年 月 日) |
| ② | 活動実績期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| ③ | 航路標識の名称 | |
| ④ | 報告内容 | |

(注意) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

航路標識協力団体指定証

| | |
|---------------------------------------|--|
| 航路標識の名称 | |
| 指 定 期 間 | |
| 氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、 その代表者の氏名 | |
| 活動（業務）の内容 | |

航路標識法第7条第1項の規定に基づき、航路標識協力団体に指定する。

年 月 日

第 管区海上保安本部長



(注意) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

航路標識協力団体に係る申請書類等の作成例

| | |
|--|-----|
| (新たに指定を受けようとする場合の申請書) | (頁) |
| 【例 1】 航路標識協力団体指定申請書 (第 1 号様式) | 1 |
| (継続して指定を受けようとする場合の申請書) | |
| 【例 2】 航路標識協力団体指定申請書 (第 1 号様式) | 2 |
| (申請書の添付書類) | |
| 【例 3-1】 法人等の規約 | 3 |
| 【例 3-2】 法人等の会員名簿 | 6 |
| 【例 3-3】 航路標識協力団体の申請資格に係る誓約書 | 7 |
| 【例 3-4】 活動実績報告書 | 8 |
| 【例 3-5】 活動実施計画書 | 12 |
| 【例 3-6】 灯台の一般公開実施要領、マニュアル等 | 16 |
| ※ 会員以外の者が参加して、灯台の一般公開、夜間活動、ワークショップ等の行う場合に添付する。 | |
| (変更の届出書) | |
| 【例 4-1】 名称等変更届出書 (第 2 号様式) | 25 |
| 【例 4-2】 航路標識協力団体に係る届出書 (第 3 号様式) | 26 |
| ※ 活動実施計画の変更を行う場合 | |
| 【例 4-3】 航路標識協力団体に係る届出書 (第 3 号様式) | 27 |
| ※ 代表者、規約等を変更した場合 | |
| 【例 4-4】 航路標識協力団体に係る届出書 (第 3 号様式) | 28 |
| ※ 解散、指定の取消等を行う場合 | |
| (活動状況の報告書) | |
| 【例 5】 年次活動実績報告書 (第 4 号様式) | 29 |

※ この「作成例」は、申請事務の実例等を踏まえ、随時更新する予定です。

第 1 号様式

航路標識協力団体指定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

第〇管区海上保安本部長 殿
(〇〇海上保安部長経由)

氏名 〇〇法人〇〇会
代表者 〇〇 〇〇
住所 〇〇県〇〇市〇〇

下記の航路標識について、航路標識協力団体の指定を受けたいので、航路標識法第 7 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 指定を希望する航路標識の名称
〇〇灯台
- 2 指定を希望する期間
指定の日から令和〇〇年〇月〇日まで

添付書類

- 1 〇〇法人〇〇会規約
- 2 〇〇法人〇〇会会員名簿
- 3 収支計算書
- 4 納税証明書 (写)
- 5 航路標識協力団体の申請資格に係る誓約書
- 6 活動実績報告書
- 7 活動実施計画書
- 8 〇〇灯台一般公開実施要領

第1号様式

航路標識協力団体指定申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

第〇管区海上保安本部長 殿
(〇〇海上保安部長経由)

氏名 〇〇法人〇〇会
代表者 〇〇 〇〇
住所 〇〇県〇〇市〇〇

下記の航路標識について、航路標識協力団体の指定を受けたいので、航路標識法第7条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 指定を希望する航路標識の名称
〇〇灯台
- 2 指定を希望する期間
令和〇〇年〇月〇日から令和〇〇年〇月〇日まで
- 3 現在の指定状況
 - (1) 指定番号(指定年月日) 第〇〇〇〇〇〇号(令和〇年〇月〇日)
 - (2) 指 定 期 間 令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日
- 4 その他
当会規約については、令和〇〇年〇月〇日提出時から改定がないため、添付を省略します。

添付書類

- 1 〇〇法人〇〇会会員名簿
- 2 収支計算書
- 3 納税証明書の写し(滞納処分を受けたことがない旨の証明)
- 4 航路標識協力団体の申請資格に係る誓約書
- 5 活動実施計画書
- 6 航路標識協力団体指定証(写し)

〇〇〇〇〇会 規約

(名称)

第1条 本会は、〇〇〇〇〇会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、〇〇県〇〇市〇〇とする。

(目的)

第3条 本会は、△△△とともに〇〇灯台の管理に資する活動等を行うことを目的とする。

(活動・事業の種類)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の各号の活動・事業を実施する。

- (1) . . .
- (2) 〇〇灯台の草刈り、清掃
- (3) 〇〇灯台に関する歴史的資料の収集、保管
- (4) 〇〇灯台の一般公開
- (5) その他

(会員及び入会)

第5条 会員は、この会の目的に賛同し、本会に入会した者とする。

2 入会を希望する者は、入会申込書を〇〇に提出し、承認を得るものとする。

(会費)

第6条 会員ごとに年額〇〇〇〇円とし、〇〇月〇〇日までに納入するものとする。

(退会)

第7条 会員は、退会届を〇〇に提出し任意に退会することができる。

(役員)

第8条 本会に次の各号のとおり役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 〇名
 - (3) 会計 〇名
- 2 第1項に定める役員は、会員の互選により選出する。
- 3 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第9条 会長は、本会を代表し、その事業を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、これに事故があるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

(解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、〇〇の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- (2) 本人の申し出があったとき。
- (3) 義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(資産)

第11条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 入場料
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(総会)

第12条 本会の総会は、年に〇回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業の変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任または解任
- (5) 解散
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第13条 役員会は役員をもって構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書、決算等)

第 14 条 会長は、毎事業年度終了後○か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

2 本会の事業年度は、○月○日に始まり、翌年○月○日までとする。

(解散)

第 15 条 この団体は、次に各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 会員の欠亡

(4) 合併

2 総会の決議により解散する場合は、会員総数の○分の○以上の承諾を得なければならない。

(委任)

第 16 条 この会則に定めない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和○年○月○日から施行する。

〇〇〇〇〇会 会員名簿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

| 氏 名 | 役 職 | 住 所 |
|-------|-----|----------------|
| 〇〇 〇〇 | 会 長 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 |
| 〇〇 〇〇 | 副会長 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 |
| 〇〇 〇〇 | 会 計 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 |
| 〇〇 〇〇 | 会 計 | 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 |
| 〇〇 〇〇 | | 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇 |

計〇名

令和〇〇年〇〇月〇〇日

第〇管区海上保安本部長 殿
(〇〇海上保安部長経由)

氏名 〇〇法人〇〇会
代表者 〇〇 〇〇
住所 〇〇県〇〇市〇〇

航路標識協力団体の申請資格に係る誓約書

航路標識協力団体の申請資格について、下記事項に該当していることを誓約します。

- 1 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- 3 直近 1 年間の税を滞納していないこと。
- 4 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていないこと。
- 5 航路標識協力団体の指定を受けた場合に、航路標識協力団体としての活動以外では、航路標識協力団体と称して活動を行わないこと。

活動実績報告書

1 団体の概要

- (1) 団体の名称 ○○法人○○会
 (2) 航路標識の名称 ○○灯台
 (3) 活動実績期間 平成○年○月○日 ~ 令和○年○月○日 (○年○か月)
 (4) 活動項目
 ① 工事又は維持に関する活動
 ② 情報又は資料の収集、提供に関する活動
 ③ 調査研究に関する活動
 ④ 知識の普及及び啓発に関する活動
 ⑤ 上記①～④の活動に附帯した活動

2 活動実績

(1) 活動内容

① 工事又は維持に関する活動関連

ア 環境美化活動の実績は、次のとおりです。

| 年度 | 活動内容 | 実施回数 | 延べ参加人数 |
|------|--------|------|--------|
| ○ | 草刈り、清掃 | ○ | ○ |
| ○ | 同上 | ○ | ○ |
| ○ | 同上 | ○ | ○ |
| ○ | 同上 | ○ | ○ |
| ○ | 同上 | ○ | ○ |
| (合計) | | ○ | ○ |

写真 ①
環境美化活動

写真 ②
環境美化活動

イ 簡易な点検の実績は、次のとおりです。

| 年度 | 活動内容 | 点検回数 | 通報回数 |
|----|-----------------|------|------|
| ○ | 目視点検、海上保安部への通報等 | ○ | ○ |
| ○ | 同上 | ○ | ○ |
| ○ | 同上 | ○ | ○ |

| | | | |
|------|----|---|---|
| ○ | 同上 | ○ | ○ |
| ○ | 同上 | ○ | ○ |
| (合計) | | ○ | ○ |

② 知識の普及及び啓発に関する活動関連

ア ○○海上保安部が行う灯台の一般開放や地域のイベント等の機会に合わせた周知啓発活動の実績は、次のとおりです。

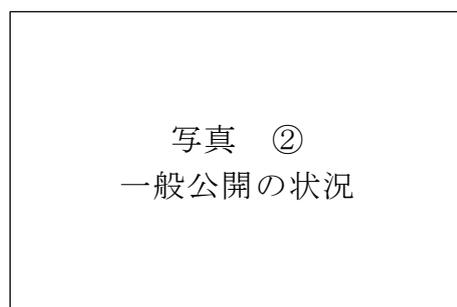
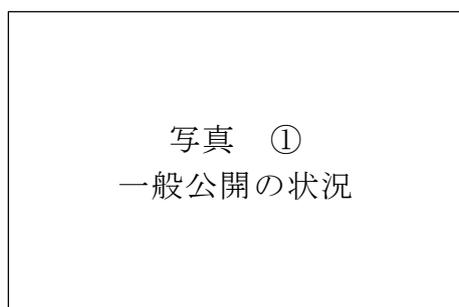
| 年度 | 活動内容 | 実施日数 |
|------|------------------------|------|
| ○ | ○○灯台を紹介した自作のパンフレット等の配布 | ○ |
| ○ | 同上 | ○ |
| (合計) | | ○ |

<添付資料>

○○灯台を紹介した自作のパンフレット

イ 灯台の一般開放の実績は、次のとおりです。

| 年度 | 活動内容 | 実施日数 | 延べ見学人数 |
|------|-----------|------|--------|
| ○ | ○○灯台の一般公開 | ○ | ○ |
| ○ | 同上 | ○ | ○ |
| ○ | 同上 | ○ | ○ |
| ○ | 同上 | ○ | ○ |
| ○ | 同上 | ○ | ○ |
| (合計) | | ○ | ○ |



③ 上記の活動に附帯した活動関連

初めての申請のため、記載なし。

※ 上記1(4)でチェックした活動項目に応じて、実施した活動内容、年度毎の活動回数、活動人数、活動状況写真、活動に使用した資料等に関して記載してください。

※ 記載する実績の期間は、最大5年間としてください。

(2) 海上保安庁との協力、連携等

- ① ○○海上保安部との協力、連携等の状況は、次のとおりです。
 - ア ○○灯台構内の草刈り、清掃等
 - イ 日頃の活動で○○灯台を訪問した際の施設の目視点検等
 - ウ 台風通過後等の施設の目視点検、点灯確認等
 - エ ○○灯台の異常を発見した場合の○○海上保安部への通報等
 - オ ○○海上保安部が行う○○灯台の一般開放における、案内、啓発等の実施
- ② その他
共催や後援というような公式な関係のある活動は行っておりません。

※ 海上保安庁が行う活動との共催又は後援等の公式な協力関係、共同で行った企画又は活動、表彰若しくは海上保安業務への協力に関する実績について記載してください。

(3) 関係者への配慮

- ① ○○海上保安部への配慮
 - ア ○○灯台の運用に支障が生じることのないように、当会が活動するに当たって留意すべき事項等について、定期的に○○海上保安部と打合せを行っている。
 - イ 環境美化活動の実施に当たっては、○○海上保安部の行事、業務等と重複することのないように、事前、事後に連絡調整している。
- ② 地元自治体、周辺住民等への配慮
 - ア ○○灯台は、風光明媚な場所にあり、散策等に訪れる市民等も多いことから、環境美化活動の実施、危険防止の案内板の設置等を行っている。
また、地元自治体や周辺住民等が○○灯台周辺でイベント等を実施する場合には、積極的に協力している。
 - イ 当会の活動の実施により、周辺住民に騒音等の迷惑を生じないように、周辺住民に対して活動内容等の説明を丁寧に行い、理解を求めている。
- ③ その他
当会以外に活動を行っている民間団体等はない。

※ 海上保安庁、他の民間団体、地元自治体、周辺住民等へ配慮している具体的な内容について記載してください。

(4) 収益活動に関する事項

初めての申請のため、記載なし。

- ※ 協力団体として収益活動を行った場合については、具体的な収益活動の内容、収支結果等について記載してください。
- ※ 初めて協力団体の指定の申請を行う場合は、記載の必要はありません。

(5) その他

- ※ 活動に関連した参考事項について記載してください。

活動実施計画書

1 基本項目

- (1) 団体の名称 ○○法人○○会
 (2) 航路標識の名称 ○○灯台
 (3) 活動予定期間 令和○年○月○日 ～ 令和○年○月○日（○年○か月）
 (4) 活動項目
 ① 工事又は維持に関する活動
 ② 情報又は資料の収集、提供に関する活動
 ③ 調査研究に関する活動
 ④ 知識の普及及び啓発に関する活動
 ⑤ 上記①～④の活動に附帯した活動

2 活動計画

(1) 活動目的

○○灯台は、付近海域を航行する船舶の安全のために重要な施設であるとともに、風光明媚な岬に位置し、古くから地域のシンボル、憩いの場として慣れ親しまれており、多数の地元市民等が訪れる名所となっている。

このため、当会では、○○灯台の管理に資する活動を行い、海上保安行政に貢献するとともに、地元市民が気持ちよく散策等を行うことができるように、環境整備等の社会活動を行う。

(2) 活動予定

① 工事又は維持に関する活動関連

ア 環境美化活動の計画は、次のとおりです。

| 年度 | 活動内容 | 実施回数 | | | |
|----|--------|------|------|--------|------|
| | | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 |
| ○ | 草刈り、清掃 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | 同上 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | 同上 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | 同上 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | 同上 | ○ | ○ | ○ | ○ |

<備考>
1回当たりの参加者は、○名程度。

イ 簡易な点検の計画は、次のとおりです。

| 年度 | 活動内容 | 点検・通報回数 |
|-------------|--|-----------------|
| ○ ～ ○ | ・ 灯台を訪問した際の施設の目視点検 ・ 台風通過後等の施設の目視点検、点灯確認 ・ 異常を発見した場合の海上保安部への通報 | 状況に応じ、 随時行う。 |

② 知識の普及及び啓発に関する活動関連

ア ○○海上保安部が行う灯台の一般開放や地域のイベント等の機会に合わせた周知啓発活動の計画は、次のとおりです。

| 年度 | 活動内容 | 実施回数 | | | |
|------|------------|------|------|--------|------|
| | | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 |
| ○ | パンフレット等の配布 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | 同上 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | 同上 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | 同上 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ○ | 同上 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| <備考> | | | | | |

イ 灯台の一般開放の実績は、次のとおりです。

| 年度 | 活動内容 | 実施日数 | | | |
|------------------------------------|-----------|------|------|--------|------|
| | | 4～6月 | 7～9月 | 10～12月 | 1～3月 |
| ○ | ○○灯台の一般公開 | ○ | ○ | — | — |
| ○ | 同上 | ○ | ○ | — | — |
| ○ | 同上 | ○ | ○ | — | — |
| □ | 同上 | 通年 | | | |
| □ | 同上 | 通年 | | | |
| <備考> | | | | | |
| 1 ○～○年度は、4月～9月までの土日祝日に実施する。 | | | | | |
| 2 □～□年度は、通年、毎日実施する。 | | | | | |
| 3 灯台一般公開実施要領を遵守し、事故防止及び安全管理を徹底します。 | | | | | |

③ 上記の活動に附帯した活動関連
(5)に記載。

※ 活動スケジュール等を記載してください。

※ 上記1(4)でチェックした活動項目に応じて、活動実施体制、活動予定内容（実施体制、回数、人数等を含む）を記載してください。

(3) 航路標識の管理等海上保安庁への貢献及び協力に関する事項

- ① ○○海上保安部との協力、連携等の予定は、次のとおりです。
 - ア ○○灯台構内の草刈り、清掃等
 - イ 日頃の活動で○○灯台を訪問した際の施設の目視点検等
 - ウ 台風通過後等の施設の目視点検、点灯確認等
 - エ ○○灯台の異常を発見した場合の○○海上保安部への通報等
 - オ ○○海上保安部が行う○○灯台の一般開放における案内、啓発等の実施
 - カ 海難防止活動の推進、海上保安行政の周知活動 等

- ② その他
共催や後援というような公式な関係のある活動は行っておりません。

※ 航路標識の管理に関し、貢献する内容や協力姿勢に関して記載してください。

(4) 地域への配慮及び連携に関する事項

- ① ○○海上保安部への配慮
 - ア ○○灯台の運用に支障が生じることのないように、当会が活動するに当たって留意すべき事項等について、定期的に○○海上保安部と打合せを行う。
 - イ 環境美化活動の実施に当たっては、○○海上保安部の行事、業務等と重複することのないように、事前、事後に連絡調整する。

- ② 地元自治体、周辺住民等への配慮
 - ア ○○灯台は、風光明媚な場所にあり、散策等に訪れる市民等も多いことから、環境美化活動の実施、危険防止の案内板の設置等を行う。
また、地元自治体や周辺住民等が、毎年、○○灯台周辺でイベント等を実施しているので、当会も積極的に協力する予定である。
 - イ 当会の活動の実施により、周辺住民に騒音等の迷惑を生じないように、周辺住民に対して活動内容等の説明を丁寧に行い、理解を求める。

- ③ その他
当会以外に活動を行っている民間団体等はない。

※ 海上保安庁、他の民間団体、地元自治体、周辺住民等への配慮や連携等について、調整等の状況を含め、記載してください。

(5) 収益活動に関する事項

- ア ○○灯台の一般公開に附帯する活動として、来訪者から入場料として一人当たり***円を徴収し、当会作成の記念品を販売する。
- イ 入場料については、環境美化活動に必要な物品購入費、除草処分代、一般公開に必要な物品購入費等に使用する予定。詳細については、別添「収支計画書」のとおり

※ 収益活動の有無について、記載してください。

※ 収益活動を行う場合、協力団体として行う活動がその収益に見合う活動実施計画である必要があります。

※ 上記に係る収支計画書等を添付してください。

(6) 連絡先

住 所：○○県○○市○○町○ー○

役 職：○○会事務局担当

氏 名：○○ ○○

電話番号：***-****-****

メールアドレス：***@***.com

※ 代表者又は担当者の住所、氏名、電話番号、メールアドレスを記載してください。

〇〇灯台一般公開実施要領

1 実施体制

(1) 実施責任者

〇〇法人 〇〇会 会長 〇〇 〇〇

(2) 公開期間及び時間

ア 期間 令和〇年〇月〇日（〇）～令和〇年〇月〇日（〇）

イ 時間 〇〇：〇〇～〇〇：〇〇

ウ その他 本業務のほか〇〇法人 〇〇会が実施するイベント等にあわせて別途公開する場合にあっては、〇〇海上保安部と協議する。

(3) 公開場所及び公開内容

ア 公開場所 〇〇灯台（以下「灯台」という。）

イ 公開内容

- ・ 灯台内における啓発活動
- ・ 灯台踊場からの眺望見学
- ・ 入場料（一人***円）の徴収

(4) 公開に係る遵守事項

ア 一般公開を行う場合、あらかじめ余裕をもって〇〇海上保安部に連絡・承諾を得て行う。

イ 一般公開は、当会が責任をもって実施する。

ウ 灯台の一般公開を営利、宗教活動又は政治活動を目的としない。

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行わない。

オ 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行わない。

カ 灯台構内に看板やベンチ等の構造物を設置し、敷地を占有する場合は、別途関連法令に基づき許可を得る。

キ 灯台の整備工事又は点検が実施される場合のほか、〇〇海上保安部が灯台を使用する場合は、原則として灯台の一般公開を中止する。

ク 一般公開時における死傷者の発生又は施設の管理に不備があった場合のほか、〇〇海上保安部から指示があった場合には、速やかに公開を中止する。

2 安全対策

(1) 事故防止措置の内容

ア 注意喚起

入場時、見学者に対し灯台構内の注意すべき点をまとめた資料を配布する。

イ 情報収集

気象庁が発表する警報・注意報及び地震情報（以下「気象情報」という。）の早期把握のため、インターネット、ラジオ等により情報を収集する。

ウ 周知体制

気象情報を見学者に周知するため、ハンドマイクを所持した安全管理要員を配置する。

エ 安全管理要員の配置

安全管理要員を配置するにあたり、安全管理要員の業務、災害への対応、避難誘導等を定めた安全管理要員業務マニュアル（別紙1参照）を定め、安全管理要員はこれを遵守する。

オ 新型コロナウイルス感染症への対応

一般公開を実施するにあたり、政府が定める新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針等に基づき、〇〇灯台一般公開新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（別紙2参照）を定め、当会のみならず見学者に対してもこれを遵守するよう対応することにより感染予防に努める。

(2) 安全管理要員の経歴及び配置場所

ア 安全管理要員の経歴

別紙3のとおり

イ 配置場所

灯台入口付近等に安全管理要員を配置する。

なお、主任安全管理要員は配置場所を定めず、常に巡回を行う。

(3) 安全管理責任

ア 見学者の事故及び一般公開中の当会職員の事故については、当会が責任を以って対処することとし、施設管理者賠償責任保険に加入する。賠償責任保険の内容については、別添〇のとおり

イ 見学者による施設での事故の発生及び汚損等が発見された場合、速やかに〇〇海上保安部へ通報し、その指示を受けるとともに、当会が原因者と協議のうえ、責任をもって修復する。

なお、見学者によるものと思われる施設の汚損等が発見され、原因者が特定出来ない場合にあっては、原則として当会が責任をもって修復にあたる。

(4) 中止基準

ア 気象庁から大雨警報又は暴風警報が発表された場合

イ 気象庁から雷注意報が発表され、主任安全管理要員が見学者に危険が及ぶ可能性があるかと判断した場合

ウ 灯台が所在する地域に震度5弱以上の地震が発生した場合

エ 灯台が所在する地域が新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置を実施すべき地域に該当する場合

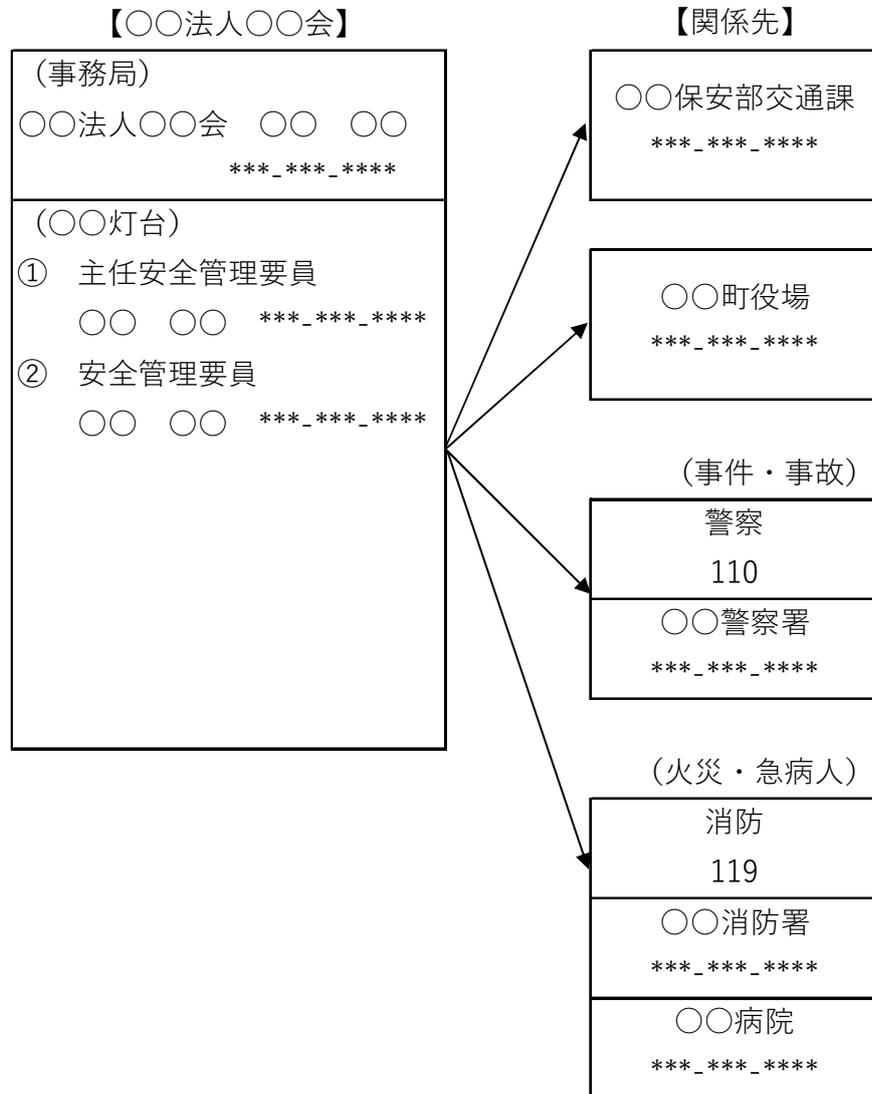
オ 上記に定めるもののほか、主任安全管理要員が一般公開の開催又は継続が不可能と判断した場合

カ 〇〇海上保安部から指示があった場合

(5) 連絡体制

当会会員又は見学者の事故等が発生し、関係各所へ電話連絡する場合における連絡体制は次表のとおりとする。

灯台一般公開に係る連絡体制（イメージ）



安全管理要員業務マニュアル

【運營業務編】

1 公開日時

令和○年○月○日から令和○年○月○日の第○日曜日のうち、原則日没までの○時間 (** : ** ~ ** : **) とする。

上記以外、協力団体として公開する場合は○○海上保安部と協議する。

2 業務区域

業務を執行する区域は、○○灯台敷地内とする。

3 中止基準

- (1) 気象庁から大雨警報又は暴風警報が発表された場合
- (2) 気象庁から雷注意報が発表され、主任安全管理要員が見学者に危険が及ぶ可能性があるとして判断した場合
- (3) 灯台が所在する地域に震度5弱以上の地震が発生した場合
- (4) 灯台が所在する地域が新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置を実施すべき地域に該当する場合
- (5) 上記に定めるもののほか、主任安全管理要員が一般公開の開催又は継続が不可能と判断した場合
- (6) ○○海上保安部から指示があった場合

4 安全管理要員業務内容

- (1) 公開にあたり安全管理要員のうち1名を主任安全管理要員とする。
- (2) 公開期間中は○○法人○○会から灯台の鍵を受け取り、灯台を開錠し、公開終了後は施錠して、同会に返却する。
- (3) 見学者に灯台の一般公開に係る注意事項を記載した書面を配布する。
- (4) 公開開始から終了までの間、見学者の数をカウントし、日誌に記録する。
- (5) 気象庁が発表する気象警報・注意報及び地震情報の早期把握のため、ラジオ、携帯電話等により情報を収集し、緊急時にはその情報を見学者に周知するためのハンドマイクを常備する。
- (6) 灯台の施設の異常の有無を常に点検し、異常がある場合には速やかに当会事務局及び○○海上保安部に報告するとともに、指示を受け必要な措置をとる。
- (7) 公開時のけが人及び急病人並びに出火を発見し、または通報を受けたときには直ちに必要な措置をとるとともに、○○会、○○海上保安部、警察、消防等に連絡する。
- (8) 安全管理要員の休憩は、見学者の状況に応じ、適宜交代する。
- (9) 業務区域内の清掃を常に行う。
- (10) 業務上知りえた秘密は他人に漏らしてはならない。

- (1) 公開時間終了後、〇〇灯台公開業務日誌に見学者数、事故の有無等を記録する。

5 注意事項の周知

見学者に対し、次の注意事項を適時の巡回、看板の設置等により周知する。

- (1) 灯台敷地内で火気の取扱いを行わないこと。
- (2) 灯台施設内には、入口ドア、階段、踊場出口等の高さが低い箇所又は突起物があるので、近くを通行する場合は、注意すること。
- (3) 階段の上り下りに支障がある見学者は昇降を控えること。
- (4) 灯台踊場での危険な行為（手摺から身を乗り出す等）を行わないこと。
- (5) 灯台踊場付近は地上より風が強いので、風によって帽子等が飛ばされないように注意すること。

【災害への対応編】

6 事故、災害の範囲

事故、災害の範囲と想定される危機の態様 このマニュアルにおける危機とは、不測の災害または重大な事象であって次のとおりとする。

- ① 地震及び津波の発生
- ② 風水害の発生
- ③ 急病けが人の発生
- ④ 施設設備等の不良、老朽化による事故の発生
- ⑤ 火災の発生

7 基本方針

災害が発生又は発生するおそれがある場合の初動対応は、主任安全管理要員が責任者となり行う。

その際は本マニュアルに基づき、効率的な指揮運用を図り、〇〇会及び〇〇海上保安部のほか関係機関への速やかな報告のうえ指示を受け、連携して適切な対応を行うものとする。

8 事前対策

- (1) 地震等災害発生による建物や設備の被災の虞の有無を常に行うとともに、什器備品、照明器具等が倒れたり落ちたりした場合にも、見学者が怪我をしないように、〇〇海上保安部の指示に従い転倒・落下防止の応急策を講じる。
- (2) 周辺地域における避難場所等を確認する。
- (3) 緊急連絡網及び緊急連絡関係機関一覧を作成する。

9 災害別対応

| 災害別 対応 | 事前準備 | 発見時の対応 |
|---------------|--|--|
| 地震 ・ 津波 | ① 施設等の点検を常に行う。 ② 危険物の有無の点検を適時行い、危険物を発見した場合は〇〇海上保安部へ報告のうえ、指示を受け応急的な安全措置を講じる。 ③ 避難経路上の障害物の排除及び避難路の管理を行う。 ④ 地震発生を想定した訓練を行う。 ⑤ 見学者の状況把握及び見学者数の管理を行う。 | ① 情報の収集と伝達 ア 注意情報等を入手した安全管理要員は、〇〇会及び〇〇海上保安部にその内容を報告し、指示を受け、必要に応じて速やかに見学者に伝達する。 イ 〇〇会は情報の事実を確認して安全管理要員に必要な指示を行う。 ② 応急処置 ア 見学者の避難誘導、案内、安全確保等を行う。 イ 建物、工作物、設備等の破損、転倒、落下の緊急点検を行い、〇〇海上保安部及び〇〇会に報告する。 ウ 緊急ミーティングを開き、対応方針の確認及び安全管理要員の役割分担を確認する。 |
| 風水害 | ① 日常的にテレビ、インターネット等で気象庁が発表する警報・注意報等の気象情報を確認する。 ② 災害発生に備えて、施設の状況把握に努め、被害のおそれを発見した場合は速やかに〇〇海上保安部に報告のうえ指示を仰ぐものとする。 ③ 見学者の状況把握及び見学者数の管理を行う。 | ① 見学者の避難誘導を第一とし、必要により誘導後の気象情報の提供を行う。 ② 施設設備の被害状況を把握し、〇〇海上保安部に報告のうえ指示を受け、被害拡大の防止に努める。 ③ 施設の利用制限を判断し、当会及び〇〇海上保安部に報告のうえ指示を受け、制限をした場合にはその旨周知する。 |
| 急病 けが人 | 最寄りの病院をあらかじめ把握する。 | ① 急病、けが人が出た場合、状況に応じた措置を行う。 ② 消防に通報し、救急車の出動を要請する。 ③ 事件事故等の場合は必要に応じて警察に報告するとともに、〇〇会及び〇〇海上保安部に報告する。 |

| | | |
|--------------|---|---|
| 施設設備等に起因する事故 | 施設を安全に利用するための日常点検を実施する。 | 事故が発生した場合、〇〇会及び〇〇海上保安部に報告のうえ指示を受け、必要に応じて措置対応を行う。 |
| 火災 | <ul style="list-style-type: none"> ① 消火、通報体制を確認するとともに、消防設備等の点検を実施する。 ② 見学者が火気を使用しないように注意・監督を行う。 ③ 避難経路をあらかじめ把握する。 ④ 見学者の状況把握及び見学者数の管理を行う。 | <ul style="list-style-type: none"> ① 火災が発生したことをハンドマイク等により周知し、速やかに見学者の避難誘導を行う。 ② 可能な限り初期消火を行うとともに、119番に速報する。 ③ けが人の介抱及び逃げ遅れた見学者がいないか確認する。 |

10 避難誘導マニュアル

普段から通路や階段、出入口付近等の避難経路上に物を置かないよう見学者に注意するとともに避難誘導は次のとおり実施する。

- ① 安全管理要員は、自身の安全を確保しつつ不測の災害又は重大な事象が発生していることを敷地内にいるすべての者にハンドマイクにより周知する。
- ② 安全管理要員の指示に従うようハンドマイクにより周知する。
- ③ 施設の被害状況を確認し、踊場等から速やかに敷地内の安全な場所に移動するよう誘導する。
- ④ 敷地が地割れによる崩落又は施設の倒壊のおそれ等があり、危険であると判断する場合は、適宜敷地外の〇〇公園等の安全な場所に誘導する。
- ⑤ 安全な場所に避難が完了した後、逃げ遅れた人やケガをした人がいないか確認する。
- ⑥ 状況に応じ警察又は消防に速報するとともに、〇〇会及び〇〇海上保安部へ報告のうえ、指示を受け、必要に応じた措置対応を行う。

〇〇灯台一般公開新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

灯台の一般公開の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症に的確に対応するため、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的方針」等を踏まえ、次の対応を行うものとする。

新型コロナウイルス感染症対策については、各地方公共団体の要請内容や類似施設の対応状況を踏まえて、記載してください。

安全管理要員略歴

令和〇年〇月〇日現在

【主任安全管理要員】 1名

氏名 ○○ ○○
ふりがな ○○ ○○
生年月日 昭和**年**月**日
年齢 **歳
住所 ○○県○○市○○*-*-*
略歴 昭和**年 ○○(株)入社
平成**年 ○○法人○○会 入会

【安全管理要員】 ○名

氏名 ○○ ○○
ふりがな ○○ ○○
生年月日 昭和**年**月**日
年齢 **歳
住所 ○○県○○市○○*-*-*
略歴 平成**年 ○○(株)入社
平成**年 ○○法人○○会 入会

第2号様式

名称等変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

第〇管区海上保安本部長 殿
 (〇〇海上保安部長経由)

氏名 〇〇法人〇〇会
 代表者 〇〇 〇〇
 住所 〇〇県〇〇市〇〇

航路標識法第7条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

| | 項目 | 内容 | |
|---|-----------------|--|---------------------------------|
| ① | 指定番号 (指定年月日) | 第〇〇〇〇〇〇号 (令和〇〇年〇〇月〇〇日) | |
| ② | 指定期間 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 | |
| ③ | 航路標識の名称 | 〇〇灯台 | |
| ④ | 変更予定年月日 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 | |
| ⑤ | 変更する事項 | <input checked="" type="checkbox"/> 法人等の名称 <input checked="" type="checkbox"/> 住所 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所の所在地 ※該当する□に、✓をする。 | |
| ⑥ | 変更の内容 | 変更前 | 〇〇法人〇〇会 〇〇県〇〇市〇〇 △△県△△市△△ |
| | | 変更後 | □□法人□□会 □□県□□市□□ ▽▽県▽▽市▽▽ |
| ⑦ | 変更の理由 | 例1) 別法人との統合により団体名称を変更するため 例2) 〇〇法人〇〇会の事務所移転のため | |

第3号様式

航路標識協力団体に係る届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

第〇管区海上保安本部長 殿
 (〇〇海上保安部長経由)

氏名 〇〇法人〇〇会
 代表者 〇〇 〇〇
 住所 〇〇県〇〇市〇〇

航路標識協力団体の指定に関し、次のとおり届け出ます。

| | 項 目 | 内 容 |
|---|--------------------|--|
| ① | 指 定 番 号 (指定年月日) | 第〇〇〇〇〇〇号 (令和〇〇年〇〇月〇〇日) |
| ② | 指 定 期 間 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| ③ | 航路標識の名称 | 〇〇灯台 |
| ④ | 届 出 事 項 | <input type="checkbox"/> 活動実施計画の変更 <input checked="" type="checkbox"/> 航路標識協力団体の代表者、規約等の変更 <input type="checkbox"/> 航路標識協力団体の解散 <input type="checkbox"/> 航路標識協力団体の指定取消 <input checked="" type="checkbox"/> その他 [連絡先の変更] ※該当する□に、✓をする。 |
| ⑤ | 届 出 内 容 | <input type="checkbox"/> 航路標識協力団体の代表者、規約等の変更 〇月に開催した当会総会により、新たに「〇〇 〇〇」が代表に就任したので、別添のとおり変更後の会員名簿を提出します。 <input type="checkbox"/> 連絡先の変更 当会事務局の電話番号は、「***-***-****」に変更しました。 |

第4号様式

年次活動実績報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

第〇管区海上保安本部長 殿
 (〇〇海上保安部長経由)

氏名 〇〇法人〇〇会
 代表者 〇〇 〇〇
 住所 〇〇県〇〇市〇〇

航路標識法第9条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

| | 項 目 | 内 容 |
|---|--------------------|---------------------------|
| ① | 指 定 番 号 (指定年月日) | 第〇〇〇〇〇〇号 (令和〇〇年〇〇月〇〇日) |
| ② | 活 動 実 績 期 間 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 ~ 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| ③ | 航 路 標 識 の 名 称 | 〇〇灯台 |
| ④ | 報 告 内 容 | 別添「令和〇年度活動実績報告書」のとおり |

令和〇年度活動実績報告書

1 基本項目

- (1) 団体の名称 ○〇法人〇〇会
 (2) 指定番号(指定年月日) 第〇〇〇〇〇〇号(令和〇年〇月〇日)
 (3) 指定期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
 (4) 航路標識の名称 ○〇灯台
 (5) 活動実績報告期間 令和〇年4月1日～令和〇年3月31日
 (6) 活動項目
 ① 工事又は維持に関する活動
 ② 情報又は資料の収集、提供に関する活動
 ③ 調査研究に関する活動
 ④ 知識の普及及び啓発に関する活動
 ⑤ 上記①～④の活動に附帯した活動

2 活動実績

(1) 活動内容

① 工事又は維持に関する活動関連

ア 環境美化活動の実績は、次のとおりです。

| 実施年月日 | 活動内容 | 参加人数 |
|---------|--------|------|
| ○ | 草刈り、清掃 | ○ |
| ○ | 同上 | ○ |
| (合計) ○回 | | ○ |

写真 ①
環境美化活動

写真 ②
環境美化活動

イ 簡易な点検の実績は、次のとおりです。

| 期間 | 活動内容 | 点検回数 | 通報回数 |
|-------|-----------------|------|------|
| 4～翌3月 | 目視点検、海上保安部への通報等 | ○ | ○ |

② 知識の普及及び啓発に関する活動関連

ア ○○海上保安部が行う灯台の一般開放や地域のイベント等の機会に合わせた周知啓発活動の実績は、次のとおりです。

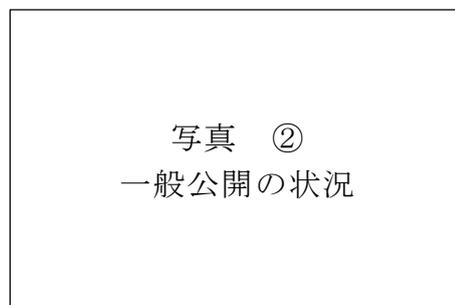
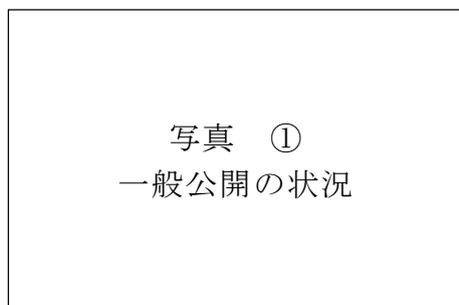
| 実施年月日 | 活動内容 |
|---------|------------------------|
| ○ | ○○灯台を紹介した自作のパンフレット等の配布 |
| ○ | 同上 |
| (合計) ○回 | |

<添付資料>

○○灯台を紹介した自作のパンフレット

イ 灯台の一般開放の実績は、次のとおりです。

| 月 | 活動内容 | 実施日数 | 延べ見学人数 |
|------|-----------|------|--------|
| 4 | ○○灯台の一般公開 | ○ | ○ |
| 5 | 同上 | ○ | ○ |
| 6 | 同上 | ○ | ○ |
| 7 | 同上 | ○ | ○ |
| 8 | 同上 | ○ | ○ |
| 9 | 同上 | ○ | ○ |
| 10 | 同上 | ○ | ○ |
| 11 | 同上 | ○ | ○ |
| 12 | 同上 | ○ | ○ |
| 1 | 同上 | ○ | ○ |
| 2 | 同上 | ○ | ○ |
| 3 | 同上 | ○ | ○ |
| (合計) | | ○ | ○ |



③ 上記の活動に附帯した活動関連

上記②の啓発活動にあわせ、入場料の徴収、記念品の販売を行いました。

※ 上記1(4)でチェックした活動項目に応じて、実施した活動内容、活動回数、活動人数、活動状況写真、活動に使用した資料等に関して記載してください。

(2) 海上保安庁との協力、連携等

- ① ○○海上保安部との協力、連携等の状況は、次のとおりです。
- ア ○○灯台構内の草刈り、清掃等（計○回）
 - イ 日頃の活動で○○灯台を訪問した際の施設の目視点検等（計○回）
 - ウ 台風通過後等の施設の目視点検、点灯確認等（計○回）
 - エ ○○灯台の異常を発見した場合の○○海上保安部への通報等（計○回）
 - オ ○○海上保安部が行う○○灯台の一般開放における、案内、啓発等の実施（計○回）
- ② その他
共催や後援というような公式な関係のある活動は行っておりません。

※ 海上保安庁が行う活動との共催又は後援等の公式な協力関係、共同で行った企画又は活動、表彰若しくは海上保安業務への協力に関する実績について記載してください。

(3) 関係者への配慮

- ① ○○海上保安部への配慮
- ア ○月○日、○○海上保安部と打合せを実施し、当会が活動するに当たって留意すべき事項等について、指導を受けた。
 - イ 環境美化活動の実施に当たり、○○海上保安部の行事、業務等と重複することのないように、その都度、連絡調整した。（計○回）
- ② 地元自治体、周辺住民等への配慮
- ア ○月○日、○○市が○○灯台周辺で開催したイベントに参画し、周知、啓発活動等を実施した。
 - イ 当会の活動の実施により、周辺住民に騒音等の迷惑を生じないように、周辺住民に対して活動内容等の説明を丁寧に行った。（計○回）

※ 海上保安庁、他の民間団体、地元自治体、周辺住民等へ配慮している具体的な内容について記載してください。

(4) 収益活動に関する事項

- 一般公開の啓発活動にあわせ、次のとおり収益活動を実施した。
- 実施日：令和○年4～9月の土日休日
 - 実施場所：○○灯台構内
 - 実施内容：入場料の徴収、記念品の販売
(収支内訳)

| | 実施内容 | 金額 |
|----|--------------------------|---------|
| 収入 | 入場料の徴収 | 〇〇, 〇〇〇 |
| 支出 | 環境美化活動のうち、清掃用品の購入、ゴミの処分費 | 〇, 〇〇〇 |
| | 啓発活動のうち、機材運搬費 | 〇〇, 〇〇〇 |
| | 記念品の作成 | 〇〇, 〇〇〇 |
| | 小計 | 〇〇, 〇〇〇 |

※ 詳細については、収支計算書等のおり

※ 協力団体として収益活動を行った場合については、具体的な収益活動の内容、収支結果等について記載してください。

(5) その他

令和〇年〇月頃、〇〇から当会对し、イベントの一環として、夜間に灯台のライトアップを企画したいとの照会があった。

当会の活動に支障を生じることは無いが、〇〇灯台という同じ場所を共有することになることから、今後、本企画の連携、共催等について、打ち合わせを行うこととしている。

※ 活動に関連した参考事項について記載してください。